

---

じょうせつ  
辣腕宗政家前田 誠 節と妙心寺派運営の実態

---

藤田和敏

## はじめに

- 1) 前回のまとめ：明治17年（1884）太政官布達第19号発令により、臨濟宗各派は「宗制・寺法」を制定することになった。同18年には妙心寺派で「妙心寺派憲章」が制定され、本山と末寺が公平な関係にあると定義されるとともに、「寺院等級法階法服区分表」が作成されて寺班を軸に僧侶の階級が体系化された。また、建長寺派・妙心寺派では、寺班金で購入した公債の利子によって宗派運営が行われた。
  - ・「妙心寺派憲章」制定を契機に妙心寺派では布教・教育制度の基礎が固められた。布教原則は「妙心寺派教憲三章」・「妙心寺派問題十説」によって示されたが、制度の枠組みそのものは教導職制度に範を取ったものであった。学校制度も大教校→中教校→沙弥学科の三段階制であり、教導職制度が模倣された。
  - ・宗制・寺法に基づいて定期的な宗議会が開催されるようになった。妙心寺派では執事長に該当する役職が設置されておらず、明治27年の第3議会で新設が議論されるが、特定の人物に権限が集中することを恐れた議員によって否決された。しかし、第3議会では普通学林費が3倍増とされるなどの成果も上がった。
- 2) 今回の論点：①新仏教運動と仏教教団【池田1976、吉田1998】。
  - ・神仏分離・廃仏毀釈で大打撃を受けた明治の仏教界にとって課題となったのは、仏教の厭世主義、倫理性の欠如を指摘するキリスト教徒などの批判に対抗し得る近代的な教化思想を打ち出すことにあった。
  - ・仏教の哲学的形成＝明治20年代において、仏教の教理に対して哲学的な基礎付けを行うことによって仏教の真理性を主張する仏教思想家が登場した。
  - ・井上円了（1858年～1919年、仏教哲学者、哲学館《現東洋大学》を設立）：華嚴・天台などの教理を基盤に西洋哲学との対比から仏教思想の合理性を主張。さらに、従来の仏教が世俗の権力に追従することに護国の意味を見出したことを批判し、近代国家の教育・真理にふさわしい哲学的な仏教の護国を説いた。
  - ・井上の活動が仏教の革新にもたらした功績は大きい。しかし、仏教を純粋に哲学として捉えた結果、人々の信仰が切り捨てられることになり、近代的な信仰の形成が問題になった。
  - ・境野黄洋（1871年～1933年、仏教史学者・仏教運動家）：仏教の歴史的研究・自由研究を推進、現実の社会で生きて働く仏教を追求。現実世界を相即の論理によって仏国土と捉え、知恵と慈悲に基づく教化思想の確立、社会における倫理の実践を目指した。境野の思想は新仏教運動へと展開し、既成仏教と対立した。
- ②「通仏教」的結社と仏教教団【中西2018】
  - ・「通仏教」＝一宗派に偏らない仏教全般に共通する教説を指す言葉。そのような教説があることを前提に仏教者が結社を組織した。「通仏教」の動きは仏教各宗派にも影響を与えた。
  - ・明治23年（1890）、各宗派管長および執事によって構成される仏教各宗協会が結成された。各宗派が協力して諸課題に取り組む体制が成立した。僧侶に対する徴兵免除や衆議院議員の被選挙権が認められないことなどへの危機意識が契機であった。
  - ・しかし、明治20年代後半には仏教各宗協会の活動が停滞、宗派的利害が優先される風潮が強まった。その背景にはキリスト教が教勢を衰退させたことと仏教各宗派における内部抗争が沈静化したことがあった。
  - ・明治29年に、仏教各宗協会は共通の仏教理解を示すことを目的に『仏教各宗綱要』を編纂するが、日蓮宗妙満寺派が提出した原稿に日蓮の四箇格言「念仏無間、禪天魔、真言亡国、律国賊」が含まれており、編

纂委員から削除を求められた妙満寺派は法廷闘争に打って出た。同31年に仏教各宗協会は解散する。

- ・新仏教運動、「通仏教」的結社の研究とともに、仏教教団との対抗関係という図式から分析されている。教団仏教は「現世および人生活動の真味を説くことを忘れた厭世的旧仏教」【池田1976】として捉えられ、仏教の革新のためには乗り越えられなければならない障害とされてきた。
- ・今回は、当該期における仏教教団の内実を、妙心寺派と教務本所職員前田誠節を中心に考察する。

## 1. 前田誠節の経歴

- 1) 妙心寺派第3議会において、執事長の設置は「<sup>しやはん</sup>這般の組織はある一人の野心非望を満足せしむるの媒介たるに外ならず」という理由で否決された。「或る一人」とは具体的に誰を指しているのか。
- ・第3議会の協賛に基づき「妙心寺派憲章」は改正されることになった。改正は内務省の認可を必要としたが、明治27年8月に東上して内務官僚に説明を行ったのは教務本所執事の前田誠節であった。「前田誠節氏を社寺局へ召喚せられ、各条の説明書に対して更に詳密の口頭演述を徴し、その趣意を書き取り、誠節氏も監督省官吏の意見及び改正を命ぜられし条項の趣意を書き取り、層一層精密に穿鑿せられたれば、右十五日より毎日四時間の長きに亘りて相互に問答対照し、廿四日に至りて大略の調査を結完せられたり」（『正』34）。前田は10日間にわたって内務官僚と詳細な議論を行った。第3議会において改正憲章案の作成実務を一手に引き受けたことがうかがわれる。
- 2) 前田誠節：弘化2年（1845）美濃国生まれ、伊勢国山田の常勝寺で出家得度。明治6年（1873）に前堂転位【竹貫1989】。同8年より発足した臨濟宗大教院において妙心寺の特撰で助教に任じられる（『明』225）。同16年に妙心寺派巡教使として四国に派遣（『明』1483）、今治近郊の孤島にある某寺へ暴風雨を犯して単身向かったところ、乗船が転覆して行方不明になる。「嗚呼氏は三十余年の血気にて、派内にその名高く聞え、才学兼備の人なりしに、この災変に遭遇せられしは同宗、否な教義のために慨歎限りなき次第なり」（『明』1691）。同17年に「妙心寺派憲章」起草委員（『明』1740）。同18年に教務本所庶務担当（『明』1811）、同19年に「妙心寺派教憲三章」・「妙心寺派問題十説」の参考書である『問題略解』を編纂。同21年に管長の特命で和歌山県由良の興国寺住職となる（『明』2348）。  
⇒前田は、臨濟宗・妙心寺において近代的な宗務体制が発足した当初から、宗務および教育布教活動の中心的位置にあった。
- ・明治29年3月21日に教務本所職員選挙が行われた。2名の議事については本山塔頭住職・末寺住職のそれぞれから投票され、前田は有効投票数1671票のうち1494票獲得という圧倒的な支持率（約89%）で選出された（『正』53）。

## 2. 妙心寺派第4議会

- 1) 妙心寺派第4議会は明治29年10月26日から11月2日まで行われ、教務本所予算案および10本の議案が提出された（議事録は『正』60）。
- ・議会は冒頭から紛糾して2日間空転した。3日目、管長関無学の「和衷協同」を求める宣旨が出る。「<sup>けだ</sup>蓋し開会以来の光景を看るに、議場の大勢は隠然関東・関西の両派に分れ（中には二三中立者あるも）、<sup>やや</sup>稍不穩の状況を呈認したるもの、この宣旨を煩わし奉るに至りたる原因なるべし」。議会は2派に分かれて対立の様相を呈した。
- ・3日目も議長が開会を宣言するや緊急動議が相次ぐ。議長不信任動議について激論となり、「各員激昂、意気頗る<sup>すこぶ</sup>激し、あわや如何なる結局に至らんかと危みたりしが」、管長から停会の宣旨が下された。4日目の午後2時から正常化、明治30年・31年教務本所歳計総予算案第1読会に入り大体が承認された。
- 2) 5日目、前田が施政方針演説を行う。「派内の事業は布教々育及び一般事務の三者に出でず、布教には一般

教化・巡教使派遣・管長親化の三あるも、何分その実効思わしからず、(中略) 布教にも緩と急とあり、今回提出の議案第八号北海道布教・拓殖の如き、沖縄布教の如き、その急の急なるものなり、(中略) 教育も布教も財力の後援なくば<sup>あた</sup>能わず、故に今回第八号議案を提出したり」、北海道布教・拓殖事業、沖縄布教事業に係る第8号議案「妙心寺派義財徴集例案」こそが今議会の目玉であることを強調。

- ・「妙心寺派義財徴集例案」：義財は各寺院の檀徒戸数および所有不動産を規準に賦課される。使途は、①北海道への布教基盤となる寺院の創設と特別巡教使派出、②寺院寺有財産被害への補助、③檀徒罹災者への救恤、④普通学林敷地買収・建物新築の4点。②・③は濃尾地震(明治24年)の影響。
- ・6日目、第8号議案討議。岐津宗柏(豊後選出)質問。「本員は本案の大美挙たるを疑わず、されどこれを決行するに就ては選挙区の実況も顧みざるべからず、我が第二選挙区<sup>いえど</sup>の如き寺数二百四十に及ぶと雖も、等内地は僅に百二・三ヶ寺に過ぎず、その中にも伽藍の維持に窮せざるも幾何かある、また檀信徒の如きも多く形式的にして、かかる賦課金を課せんが恐らく離檀せん」、5名が質問に立つも否定的見解。前田が反論するも大勢は動かず否決。しかし管長から第8号議案再議が命じられ、議案は特別委員会に付託。
- ・8日目、第8号議案特別委員会委員長報告。「北海道その他布教費五千元、檀信徒救恤費五千元、学林新築費参万円と修正し、その他は削除し、この費用は寺班利納の半額を向う五箇年間に徴集することとせり」、第8号議案修正案は承認された。北海道布教費と檀信徒救恤費して5,000円、学林新築費として30,000円が計上され、寺班利納金(末寺に貸し出した寺班金の利足か)によって賄われることになった。
- ・北海道拓殖事業については派債10万円を起債して実施する議案が特別委員会委員長から提出されるが、賛成が過半数に1名足りず否決された。
- ・「本派諸大徳に呈する書」(『正』65)：「曰く、某々地方には、特別義財を以て負担に耐えずとなし、これを数ヶ年延期せんがために、同志を募りて請願せんと運動するものありと」、第8号議案は成立後も地方の末寺において反発する動きがあった。

### 3. 第4議会後における前田誠節の動向

- 1) 明治29年(1896)7月5日付で前田は普通学林総監に任じられ(『正』56)、学林運営においても重責を担うことになった。さらに、同30年4月2日には妙心寺派興学会が開催され、前田が会長に就任した。興学会では学林新築工事の進捗、興学基礎金の募集などについて議論された。興学基礎金は檀家1戸当り10銭、1年で2万5000円を10ヵ年にわたって集めることになった(『正』65)。
- 2) 明治30年12月には妙心寺四派四本庵の一つである龍泉庵の兼務住職に前田が推挙された(『正』73)。四派四本庵は、応仁の乱で焼失した伽藍を復興した雪江宗深の法嗣である4人の僧を開祖とした龍泉庵・東海庵・靈雲院・聖沢院の4塔頭を指しており、戦国時代以降の妙心寺による地方展開の核となった。妙心寺派のすべての末寺は四本庵いずれかの法系に属している。前田は悟溪宗頓(東海庵開祖)の法嗣であり、龍泉庵住職に就くには差し支えがあったので兼務住職となった(明治32年6月22日に正住職となる(『正』91))。
- ・前田は、明治31年3月15日に視察開堂式を行い、妙心寺569世住職となった(『正』76、『禅学大辞典』)。前田はまさに妙心寺派の中樞を占めたのである。
- 3) 明治31年、前田は北海道での布教状況を確認するため現地に赴いている。8月5日に京都を出発し、8日に青森着。9日に郵船会社東海丸に乗船し、午後4時に函館着、10日午前4時に室蘭着。同6時に再び汽船<sup>もんべつ</sup>で西紋鼈村(現伊達市中心部)へ向かう。午前8時上陸。洞爺湖畔を通過して、11日弁辺村の北海寺に到着(『正』82)。12日、北海寺住職金子原教と檀徒に賞典を受与する。13日に洞爺湖北方の真狩村に向い、14日午後4時到着。井雪寺建設地・仮布教場などを視察する。15日に真狩村を出発し17日に室蘭着。18日に室蘭から汽車で小樽に向い、19日より布教場を視察。20日に生振村(現石狩市)、21日に一巳村<sup>いちやん</sup>(現深川市)の布

教所を視察。8月22日に帰途につき、29日に京都着（『正』83・84、図1）。

- ・妙心寺派は、この段階で室蘭周辺と小樽・石狩・深川に寺院と布教場を設けていた。第4議会で決定された北海道布教の最前線になる場であり、前田は自分の目で状況を確認したのである。

#### 4. 仏教各宗協会と前田誠節

- 1) 明治25年（1892）6月に開催された仏教各宗協会定期大会に前田は管長代理として初参加した（『明』3084）。同26年・27年・29年の定期大会にも前田は出席、29年には副議長に選出された（『正』19・32・57）。
  - ・明治29年11月、四箇格言事件への対応のために臨時大会が実施された。前田は、事前の準備会議で「日蓮聖人が四個格言を唱えて排立の旗を揚げ来りたること既に七百年に及べども、この格言あるがために各宗派は毫釐も損傷を受けしことなし、特に我臨濟宗の如きは常に日蓮の勇決を称し、禪天魔と謂わるも却って宗門向上の大事を称賛するの類として、敢て些少も顧慮すべき価値なし」と発言するが、各宗協会としては除去を求めることになった。7日から各宗委員43名が出席して臨時大会が開催され、前田が議長に当選。「四箇格言」除去は即決した（『正』60）。
- 2) 寺院法案編纂：明治30年6月に定期大会開催。議長に天台座主村田寂順、副議長に前田が当選する。議題は政府による寺院法編纂の問題であった（『正』67）。
  - ・明治31年7月16日から施行された民法では、第28条において「民法中法人に関する規定は、当分の内神社、寺院、祠宇及び仏堂にはこれを適用せず」とあり、寺院に対する特別法制定が予定されていた。また、明治22年2月公布の衆議院議員選挙法第12条には「神官及び諸宗の僧侶、または教師は被選人たるを得ず」とあり、僧侶に被選挙権はなかった。仏教各宗協会は、寺院法に自らの希望を反映させるために内務省に対して運動を開始したのである。
  - ・大会では「寺院制度草案編製の件」が提案され、政府による法案の編製以前に各宗制度の調査を協同で行うことになった。委員数と予算をめぐって前田案と曹洞宗弘津説三案の間で紛糾するが（前田案は各宗代表者1名ずつで6000円、弘津案は編纂委員8名で1400円）、両案を折衷して議案が成立した。編纂委員は各宗派より19名を選出、前田は京都の臨濟宗・黄檗宗8派代表となった。政府との交渉委員に前田ら6名が選ばれた（『正』68）。
  - ・明治30年7月に入り、前田らが内務省に出頭すると、寺院法案は調査中で編纂に着手していないと回答があった。前田他4名は、法律顧問と協議のうえで各宗協会としての寺院法案を起草し（『正』69）、10月に内務省に提出、内務大臣・社寺局長などと面会して法案の採用を働きかけた（『正』71）。明治31年6月、寺院法案は帝国議会議に提出が予定されたが、宗教法なくして寺院法のみを發布することは支障があるとの意見が法制局から出て、次期帝国議会議に先送りとなった（『正』79）。
- 3) 明治31年7月に定期大会。議長に前田が選出される。四箇格言については字句を修正して許諾することに決定する。各宗協会は退会する宗派が相次いだために、前田の提案で発展的に解散し、各宗集議所を創設することになった（『正』80）。

#### 5. 妙心寺派第5議会の不成立

- 1) 明治31年（1898）11月21日に第5議会議が招集されるが、開会できずに不成立となる（議事録は『正』85）。
  - ・21日午前8時、前田が議員に議案を配布する。「最も議員の目を惹きしは号外第2号議案（議員資格調査の件）の如く見受けたり」。「妙心寺派議員選挙例」によれば「法則教令の規定による上納金の納記を過ぎ未納の者」に議員資格を認めていなかった。先の議員選挙で当選した議員のほとんどは賦課金・特別義財・毎歳香資のいずれかを未納しており、議員資格がなかったのである。また、議員は有志義会・中正会・円成会と称する会派に分かれて所属しており（『正』88）、議員資格問題はその対立を激化させた。

- ・有志義会は教務本所の号外第2号議案の提出に対して猛反発し、日程は相次いで延期を余儀なくされた。25日には、議員資格調査の件は撤回するとの管長の「慈旨」が出されるが、有志義会は譲らなかつた。27日に管長宣旨があり議会閉場が命じられた。28日に教務本所職員一同が辞表を提出。辞表は受理され、管長宣旨によって前田は臨時議事署弁に任じられた。
- 2) 「如何に前田議事が気に喰わぬにせよ、<sup>いやしく</sup>苟も管長猥下の慈旨を伝えられたるに對し、公然「要領を得ず」などと書類を以て反問するは不穩なるべし」（『見聞録』〈『正』85〉）。教務本所において絶大な権限を握る前田に對しての反発を議員たちは抱いており、それが有志義会の結束を固めさせたのである。
- ・明治31年度までの寺班利子・特別義財・賦課金・毎歳香資などの未納金合計は2万571円92銭2厘4毛（『正』87附録）。明治31年度歳入決算額2万775円84銭7厘とほぼ同額（『正』134）。諸上納金を納付できない末寺側の苦境は議員資格問題につながっていた。

## 6. 妙心寺派宗務以外の臨濟宗の動き

- 1) 日清戦争従軍慰問使：明治27年（1894）12月4日、仏教各宗協会が大本營に「従軍請願書」を提出。その結果、天台宗・臨濟宗・臨濟宗から各1名の布教使と各3名の慰問使の派遣が認められ、臨濟宗は妙心寺派から布教使として原円応、慰問使として坂上宗詮・丸山元魯・日吉全識が選ばれた（『正』37）。
- 2) 明治28年内務省訓令第9号「現今教師無学悖徳にしてその任に適せざるもの尠からずと聞く」、内務省は僧侶の質の低下を指弾するとともに、教師検定基準を厳格にする宗制寺法の改正を求めた。
  - ・明治28年12月、南禅寺派・建仁寺派・永源寺派・相国寺派・大徳寺派が教師検定試験と聯合普通学般若林の運営を合同で実施するための「五派聯合同盟規約」（相国寺蔵）を制定する。同30年8月に般若林新築決算報告では総支出1612円30銭。天龍寺派加入（『禅』31）。同年11月に「臨濟宗六派普通学般若林略則」が出された（『禅』33）。同年12月の段階で大徳寺山内の寮舎に50名が在籍（『禅』34）。明治30年度下半期の決算は収入1237円26銭3厘、支出1265円71銭8厘であり、方広寺派が加入している（『禅』38）。
  - ・明治31年6月には鎌倉両山教校の学科表が告示されており、建長寺派・円覚寺派も教校を設置していたことが分かる（『禅』41）。

## おわりに

- 1) 妙心寺派宗政において台頭する前田への風当たりは強かつた。宗派の近代化を目指して拙速に諸改革を打ち出す前田と、保守的な地方の議員との間で抜き差しならぬ対立が生じ、第5議会は不成立となつた。
 

⇒この事実をもって妙心寺派自治の未熟さを指摘するのは容易だが、封建的な組織構造を色濃く残す当該期（明治22年の第2議会で、中本寺を廃止して本山による末寺の一元的把握を成し遂げたばかり）の妙心寺派にとって、近代的な社団運営が如何に困難なものであつたかを考える必要がある。
- 2) 明治20年代以降、「宗制寺法」の制定によって国家から一定の自治を認められた仏教教団は、政府による介入を招いた曹洞宗内の永平寺・總持寺の争いに代表されるように、与えられた自治を使いこなすことができず紛争を繰り返した⇒国家に依存しなければ宗派の運営は立ちゆかなかつた【羽賀1994】。
  - ・しかし、帝国議会でも、第1議会における政府提出の予算案に對しての自由党土佐派の裏切り、第2議会における海軍大臣樺山資紀の蛮勇演説、第3議会を前にした内務大臣品川弥二郎の選挙干渉などの波瀾が続いていたのであり、仏教教団による議会運営の混乱を殊更に低く評価することは公平な物の見方ではない。また、全ての仏教教団が曹洞宗の事例で見られるような露骨な政治介入を受けていたわけではない。
  - ・前田は紛争の原因になつたが、「妙心寺派憲章」制定などで卓越した手腕を発揮した彼抜きに妙心寺派は近代化を果たし得なかつた。宗政家前田を核とする妙心寺派教務本所は教団改革を主体的な立場で進めていたのである。

【参考文献】池田英俊『明治の新仏教運動』（吉川弘文館、1976年）／竹貫元勝「〔近代高僧素描〕前田誠節」（『日本仏教史学』23、1989年）／羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房、1994年）／吉田久一『近現代仏教の歴史』（筑摩書房、1998年）／中西直樹『新仏教とは何であったか 近代仏教改革のゆくえ』（法蔵館、2018年）

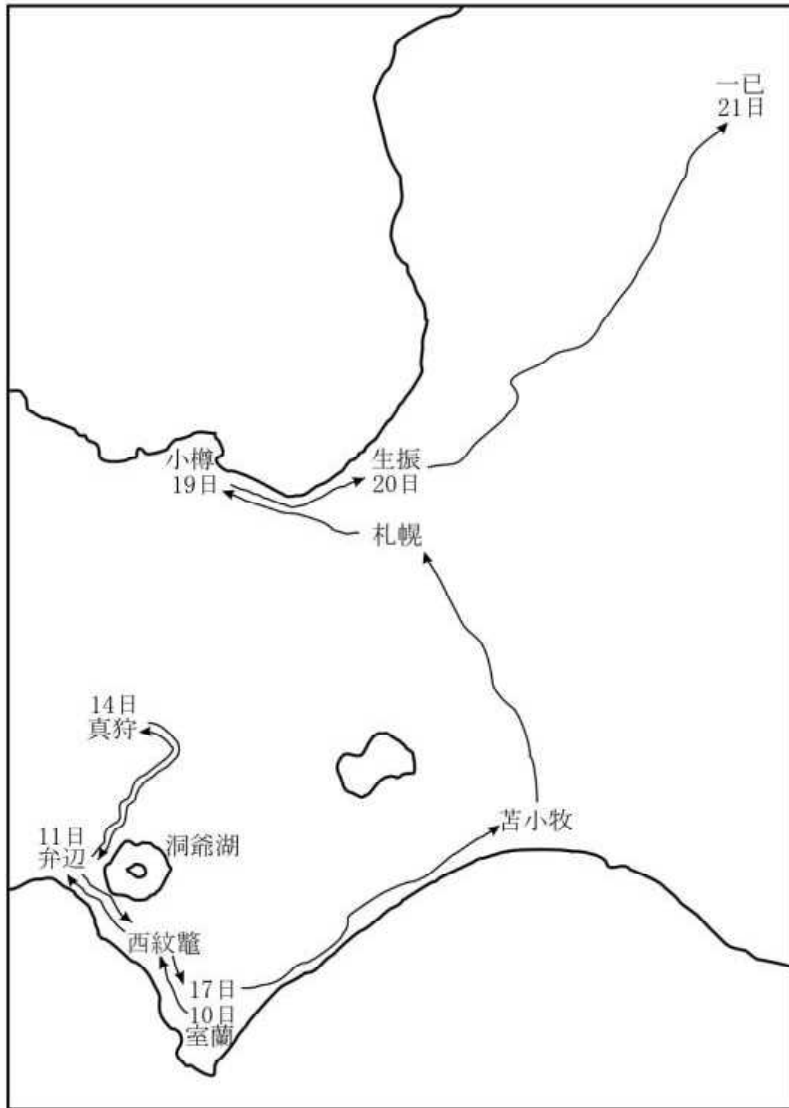


図1 前田誠節北海道視察の経路